

# 中日私学教育政策についての比較研究

## — 中国私学教育における法人財産権制度を中心に —

靳 君

Distinction between Chinese and Japanese Supporting Policy of Private Education  
—Around property right system of Chinese private education—

Jun JIN

要旨:私立学校法人における財産権は、私立学校が存在する前提でもあり、その健全な発展の保障でもある。中国の私立教育(中国では「民弁教育」という)は、20世紀80年代から、規模の急速拡大の中、著しい発展をとげている。が、設置者財産権と私立学校法人財産権が混同し、私立教育事業の更なる発展の大きな妨げとなっている。本論は現在中国の私立学校法人財産権問題を取り上げ、制度面の不完備しているところを見出すうえ、その解決策として、日本の学校法人制度を参考しながら、中国の私立学校財産権制度の完備に建言できれば幸いだと思っている。

キーワード:法人財産権、学校法人、財産権の混同、不完備、分離

### はじめに

法人財産権(property right)問題は、現段階で中国私立学校法人制度研究の中でもっとも注目されている基本理論問題とされている。広義でいえば、財産権は、財産に関する権利の総称であり、物権、債権、無体財産権(知的財産権)などが含まれている。本論の研究対象は、私立学校法人関係の特定の物を直接に支配する権利、いわゆる物権に限り、所有権・占有権・支配権・使用权・収益権及び処置権などについて検討していきたい。

従来、中国の教育事業において、学校は基本的に国立・公立であるため、財産権問題は重要視されていなかった。中国の国・公立大学は、日本よりも4年早く法人化されたが、事業法人として、主に国の財政予算により、国有資産で運営されているため、学校は資産に対して、完全な支配権を所有していない。が、私立教育事業の急速な発展にともない、私立学校法人における財産権問題は教育界、または司法界で広く注目を集めてきている。1997年10月から実施された「社会力量办学条例」は中国最初の私学事業関係の法規であるが、財産権問題に対する関心が少なかった。「中華人民共和国民弁教育促進法」にいたって、同法第三十五条によると、私立学校は、設置者が学校に投入した学校資産、また国有資産、寄付資産及び経営蓄積において、法人財産権を有すると規定され、私立学校法人の財産権を法律上で保障している。しかし、制度上の不完備により、私立学校法人の財産権が設置者個人の財産権と混同し、さまざまな問題が起きている。

これに対して、日本の学校法人制度は、財団法人から独立され、特別に設置された制度であ

るため、財団法人制度の中にある私立学校の発展に不利な規定を修正し、私学教育事業を支えていくことができた。

本論は、中国私立学校法人財産権制度の問題を取り上げ、完備した法人財産権制度の意義を見出すうえ、所有権と収益権を中心に、日本の学校法人財産権制度の優勢を分析し、中国の財産権制度完備に建言したい。

## 一、中国私立学校法人財産権制度の不完備がもたらした問題

### 1. 私立教育への投資意欲の低下

中国では、私立教育事業は国公立教育と違い、発足期から市場経済の先頭に立たされているため、申請から設立、運営にかけての資金は、基本的に設置者の投資に頼っている。そして、設置者の所有する企業財産権と私立学校法人の財産権との分離ができていないことが、投資リスクを高め、投資者の投資意欲を低下させている。中国の英語私立教育の看板機構—新東方教育科学技術グループを例にして検討していきたい。

新東方教育科学技術グループ(以下「新東方」という)は、1993年11月16日に成立した北京新東方学校から発足し、現在は言語育成を中心に、短期外国語育成・職業教育・基礎教育・文化伝播・科学技術産業・コンサルティングサービス・発展研究など、多様な発展ぶりを見せている、教育育成、教育研究、教育サービスなどを一身にした総合教育グループである。2006年9月7日に見事にアメリカニューヨーク証券取引所の上場機構となり、中国最初の海外上場教育機構でもある。2009年末まで、中国の39の都市に学校が42校、学習センターが400ヶ所余、子会社が6社、累計学習者が延べ850万人にのぼったという(新東方教育科技集団ホームページによる)。2009年12月23日、当グループの理事長である俞敏洪は、「中国経済年度人物」に選ばれ、「ノー留学経験にもかかわらず、多国籍のワークチームを作りあげ;26のアルファベットで東西洋を結び、世界を胸に、志は東方に」という理由で、中国私立教育業界での初めての当選者となった。というような私立教育業界で輝いているトップグループは、全国的大規模にもかかわらず、今以って固定資産の校舎を購入していない。これは、関係法人制度における財産権上の不明確による投資リスクへの不安を語っている。

次の例も新東方関係である。2000年のIT産業高揚の中、新東方の英語教育に投資しようとしたレノボグループ(lenovo group)は、財産権上のリスクを避けるため、資金を必要とする実用英語学校への投資ではなく、インターネット会社に投資し、新東方教育オンラインを設立した。5000万(人民)元の投資により、新東方と折半して株所有権を有する。その理由は、やはり「新東方は私立教育グループであり、主体部分の財産権が不明であるのに対して、ネット会社における企業財産権はすでに明確化されている」ためである。財産権の明確化なしでは、私立学校の安定した健全な発展が達成しがたいと言えよう。

### 2. 私立学校の不安定状態

私立学校の設立段階、または初級段階においては、法人の財産権は問題視されなかったが、一定の発展段階になると、財産権の問題が、私立学校の運営及び発展に悪い影響をもたらす恐れがある。典型的な例として、2003年2月24日「法制日報」に、「夫婦離婚によって5千学子が被害を受ける」というテーマの記事が注目を集めていた。夫婦が共同で設立した私立学校が、夫

婦共有財産として分割されるケースであり、私立学校法人の財産権問題を表面化している。

山東省荷沢市鄧城県の離婚訴訟が、地方裁判所から高等裁判所まで争ってきたが、判決の行方によって、当事者趙慶生・高華娟夫婦のみではなく、夫婦が経営した私立学校に在学した学生5千人の運命にも関わっていたのである。1993年、趙慶生夫婦及び趙氏の家族が数万人民元を投資し、鄧城県最初の私立中学校——鄧城県育英中学校を設立した。1995年から夫の趙氏が法人となり、1999年には育英中学校及び付属小学校は、すでに在校生が5千人にいたったが、同年に趙慶生から離婚訴訟が提出された。1999年12月30日の一審裁判により、学校資産は夫婦共有財産として協議によって分割するという判決。この判決を不服とする妻の高華娟が控訴したが、判決は一審判決を維持。高氏は続けて上告、2002年4月4日終審判決として、純資産1953331.31元とされる育英中学校及び付属小学校は、夫婦共同財産と見なされ、離婚後、学校の管理権は主人の趙氏にあるが、その代わりに趙氏は妻の高氏に978495.65元を、5年分割払い、最初の20万元は一括払いすること。結局、経営者の離婚によって、財産所有権の帰属問題で、学校の正常な運営ができなくなった。

上述事例から、私立学校の財産権は個人の投資者にあるか、それとも学校に属するかという単純な問題ではないことがわかる。「中華人民共和国民弁教育促進法」第五十一条により、投資者は合理的な収益を得ることができる。が、合理的な収益は、私立学校の全資産ではなく、投資者の投資収益のことを指している。上述した判決は私立学校を、一般の企業法人与同一視したまま、学校の非営利性という公益の性質を前提としなかったため、学校の財産権に干渉し、投資者個人の原因で、私立学校が非常に不安定な状態に置かれたのである。

### 3. 投資者が私立学校運営に対する任意干渉及び資金転用

中国では、社会世論にしろ、投資者本人にしろ、私立学校の全資産が投資者個人の財産だとと思われることが多い。そのため、投資者、特に企業家の投資者は、私立学校を自分個人の財産の一部として、任意に資金調達、学校管理に干渉するというようなことが、よくある。ここでは、上海のある私立大学を例にする。2001年に設立されたこの学校の投資者A氏は、企業グループを所有する有力企業家であり、設立当初、当大学に4.8億元を投資したという。学校理事長となったA氏は、学校の発展のためにもあるが、学校の教学、管理または資金管理に干渉することが多かった。2001年成立から、2009年まで、8年の間、6代の実際の最高責任者(校長)も更迭し、各部門の責任者の更迭もさらに頻繁になっていた。2006年、企業グループの資金調達が一時的に困難に直面したが、A氏は学校から2000万元調達しようと思い、当時の校長に要求した。が、学校の正常運営を保障するためにこれを拒んだ校長は、更迭された。さらに、学校の管理においては、投資者の家族も関与しており、A氏は理事長、夫人は副理事長、娘は財務責任者、甥は資産管理責任者というふうに、管理役が家族化になってしまった。

学校は企業と違い、公的性質を有するため、個人の財産にはならない。投資者は収益から合理的な収益を獲得するのは法律上の権利であるが、学校の資金を他の事業に調達するのは、学校の運営に大きなリスクをもたらす。また、家族化の管理は学校の更なる発展の障害となる恐れがある。

### 4. 所轄庁監督指導、助成の障害

「中華人民共和国民弁教育促進法」第六章により、国または地方の教育行政部門が私立学校に管理、指導をする権限及び責任を有することが定めてある。しかし、私立学校法人の財産権

問題により、学校の責任者が指導を受けようとしても、投資者の意見で実施できないことがある。さらに、助成に関しては、助成金が確実に学校の発展や学生のために使えるかという心配があるため、私立学校に対する公的助成がなかなか実現できないのである。

このような中国私立教育の現状に直面し、中国の私立教育立法界も、問題の解決に必死に努めている。「社会力量办学条例」を修正して、「民办教育促進法」を制定する際、財産権問題の解決に工夫が凝らされている。

## 二、中国现阶段の私立学校法人財産権制度

「社会力量办学条例」ではあまり問題視されなかった私立学校法人の財産権問題を解決しようという思惑で、私立学校法人制度を完備させるため、私立教育関係の立法には、法人財産権という概念が導入された。この法人財産権という概念は、中国国有企業の財産権所属を明確化し、現代企業制度を建てようとするときに提出され、企業法人とその財産の間の法律上の関係を定義する目的である。一般的に言えば、法人財産権は法人にある。それは、投資者としての株主は権限の移転によって取得した権利であり、財産の法律上の最終帰属を決定する目的ではなく、法人が主体として取引において自己名義によって権利を享有し、義務と責任を果たすための権利である。実際、法人財産権は投資者と経営者とのそれぞれの権利と義務を明確化した権利のまとめりである。この概念は有限責任会社、また株式会社に適用し、企業法人制度と深く関わっている。「民办教育促進法」では、法人財産権について、下記の四つの面から、規定されている。

### 1. 私立学校の財産の公益性質を明確化

株主の投資による企業法人の財産権とは違い、私立学校法人の財産権は、設置者の投資、国有資産、寄付資産及び経営収益という四つの部分が含まれている。したがって、設置者のほか、国有資産の管理者、寄付資産管理者、また教育公益性資産の管理者も、学校財産を共有する権利者になる。学校の運営期間において、各権利者が所有部分を分割したり、投資を回収したりしてはいけない。ただ、私立学校倒産後の清算によって残留財産に対する分割が認められる。つまり、私立学校の運営期間では、個人、または政府部門、いずれも学校の財産に対して所有権を持たず、分割することもできないのである。

### 2. 私立学校が自身の全財産に対して独立支配権を有すること

国公立学校の部分的な財産権とは違い、法人財産権によって、私立学校がいかなる外部から干渉されず、独立的に占有・使用・処分・収益などの権利を所有するとともに、責任と義務を果たすことができる。

### 3. 設置者と私立学校のそれぞれの権利と義務を明確化

法人財産権は、投資者としての株主が権限の移転によって取得した権利であるため、設置者が私立学校に投資したら、財産に対する実際の所有権は、抽象的な財産権となる。それゆえ、設置者は私立学校の財産には直接的な支配権を所有しない。設置者は個人の名義で権利の施行ができなく、法人機構に参加して、私立学校財産に対する財産権を実現する。

### 4. 設置者と私立学校の責任の性質を明らかに

法人財産権の導入により、私立学校法人は、有限責任会社と似たような特徴を持つようになっ

た。つまり、設置者は私立学校の債務に対して、無限責任ではなく、投資額に相当する有限責任を持ち、私立学校も法人全財産にしか責任を持たない。

このように、「民弁教育促進法」は新概念の導入により、前の「社会力量弁学条例」より一層合理的になっている。しかし、法人財産権という概念はもともと企業に適用するものである。企業問題に対応するとき、完備された「中華人民共和国公司法」及び他の企業法人関係法規を基礎としているため、最大限その役割をはたしている。が、私立学校は公的性質をもっているため、「公司法」の要求する他の企業法人関係の概念を同時に導入することができないのである。

中国の私立教育事業をさらに推進していくには、私立学校法人財産権問題は避けられないのである。そして、その解決のために注目していただきたいのは、日本私学教育における学校法人概念である。

### 三、日本の学校法人制度について

#### 1. 学校法人制度の沿革

日本では、明治維新以降、教育の近代化の過程において、私学の設置については、個人の私塾の形で、或いは有志による結社の形で学校を始めるところから出発している。「学制」「教育令」を経て、1911年教育勅令第二一八号による私立学校令の改正によって、「私人ニシテ中学校又ハ専門学校ヲ設立セントスル時ハ、ソノ学校ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生ズル資産及ビ設備又ハコレニ要スル資金ヲソナエ、民法ニヨル財団法人ヲ設立スヘシ」（同令第二条の二）との規定が置かれた。ここで初めて私学学校を設置するにあたっては、財団法人を設立しなければならないことが制度化されるに至ったのである。

財団法人は、1896年に制定された「民法」の規定にもとづく法人であって、非営利的な一定の目的に捧げられた財産の集合体を中心とした独立の権利主体である。これに対し社団法人とは、財団法人と同様に民法の規定にもとづく法人であって、一定の目的のもとに結合した人の営利または非営利団体であり、独立の権利主体である。すなわち財団法人ならびに非営利社団法人は「祭祀・宗教・慈善・学術・技芸・其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」（民法第三十四条）の規定にもとづいて設立される法人である。この規定にもあるように、例えば、学術に関する法人は必ずしも財団法人に限らず、社団法人として設立が可能なのであるが、私立学校については学術のなかでも学校教育機関としての目的の性質上、定款とは異なり目的変更の困難な「寄付者」の寄付行為にもとづいて運営される財団法人制を制度化したものと思われる。

さらに1918年大学令（勅令第三八八号）が施行され、学校経営のみを目的とする財団法人がソノ事業として別に大学を設置することを認めている。が、大学や専門学校そのものが財団法人であったり、財団法人が大学や専門学校の設置者であったりして、私立学校——大学と財団法人制度との関係は法規上の統一を欠いており、制度上の不統一を見せていた。そこで、財団法人から学校法人へ移行する際の経過規定である「私立学校法附則第二項」に「この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校を設置しているもの、及び学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるものは、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。」と規定されていた。そして財団

法人の組織を変更して学校法人となり、改めてそれぞれの私立学校を学校教育法第一条にもとづく学校とするにあたっては、学校法人のみが私立学校の設置者となるという制度が確立された。その結果、大学そのものが法人となるという従来の制度は解消されるに至ったのである。

1946年11月3日に日本国憲法が公布され、翌年3月31日に教育基本法が公布された。ここに新憲法の理念と、それを教育の面において実現する教育基本法にもとづいて、教育関係法規の法律主義の原則が確立した。学校教育法、私立学校法が制定され、私立学校においては、私立学校の経営主体の健全性、公共性、自主性を確立するために、特別法人としての学校法人を制度化した。そして財団法人制度によっていた場合には、大学そのものが財団法人であることを原則とし、特例として学校の設置を目的とする財団法人が学校を設置するという制度であったのを改め、学校法人が私立学校の設置者であることを制度として統一することになった。

## 2、学校法人制度の特徴

学校とは、校長(学長)、教員その他の職員の人的要素と、校地、校舎、教具、校具等の物的要素とからなり、一定の教育計画に基づき、学生、生徒等を対象にして継続的に教育を実施する組織体をいう。

日本国私立学校法第三条には、「この法律において学校法人とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人という」と規定されている。また同法第二条第三項には「この法律において私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう」と規定され、学校教育法第二条第一項にも、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」と規定されている。すなわち現行法上、正規の過程の私立学校を設置することができるのは学校法人のみに限られているのである。

学校法人と私立学校との関係は、学校法人が教育機関である私立学校の設置者であり、私立学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除き、私立学校の経費を負担することとなる(学校教育法第5条)。したがって私立学校が法律上の権利義務の主体となるのではなく、権利義務の主体となるのは学校法人である(例えば、校地、校舎の所有権は学校法人に属し、対外的契約などの主体は学校法人である)。

学校法人は、民法の規定が多く準用されるが、財団法人より一層公共性が強い。その特徴として、次のようなものが挙げられる。

- ①法人の運営が少数理事の専断に陥りにくく、学校の公共性を確保するに適すること。
- ②役員が特定の同族によって独占される可能性がないこと。
- ③法人の運営について教育者の意思を反映せしめる保証があること。

上述した①、②、③においては、役員の数、理事五人以上、監事二人以上と定め、管理機関としての理事の選任基準を明らかにし、校長を必ず理事に加えて法人の運営に関しては教育者の意見が反映するようにし、役員については、校長及び教員と同様の学校教育法に定める一定の欠格事由を設けたほか、役員のうち三親等以内の親族が二人以上になってはならないとして、特定の同族による経営を禁じている、と定めてある。

- ④学校の統合などに応じて、合併制度が認められていること。

破産及び合併の場合を除き、解散した学校法人の残余財産の帰属者を他の学校法人その他教育の事業を行う者に限定した。

⑤財産寄付行為により、残余財産がかつての寄付者に帰属することがなく、公益性の強い学校にふさわしいこと。

学校法人においては、当初の寄附財産は教育事業のために出捐されたものであるから、これをもとの寄附者などに帰属させることを認めていない。

⑥法人の基礎強化のため収益事業を営むことについて規定があるということである。

### 3、学校法人の資産

私立学校法第25条から第29条までの規定は、学校法人の通則を定めている。第25条では、学校法人の資産について、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を所有しなければならないと定めている。学校法人における資産は、学校法人の存立の基礎をなすものであり、学校法人が私立学校法の趣旨に則り、自主性を重んじ、公共性を高めつつ私立学校の設置者として役割を果たしていくためには、その経済的基礎が確実であることが必要不可欠である。学校法人がその設置する学校に必要な基本財産と運用財産、また財産権を所有しなければならないこととし、学校の設置者たるにふさわしい法人としての定めを置いている。

#### (1) 学校法人の基本財産

学校法人の有しなければならない「施設」とは、その設置する私立学校に必要な校地及び校舎をいう。校地は、建物敷地、運動場その他教育研究上必要な土地をいう。単に学校法人の保有している土地を校地という場合もあるが、学校の設置認可などの場合において「校地」というときは設置基準等にてらし、校地として算入できるものに限られる。

校舎とは、教室(講義室)、実験室、実習室、演習室、図書館、研究室、学(校)長室、会議室、管理室等をいう。「設備」とは、教具及び校具をいうものであり、教具とは、教育上必要な機械、器具、図書、標本、模型等をいい、校具とは、机、椅子等をいう。

「これらに要する資金とは、学校法人がその設置する私立学校に必要な施設及び設備を購入するために必要な資金をいうものであり、この「資金」は、前述した「施設及び設備」と共に学校法人の基本財産を構成するものである(私立学校法施行規則第3条第2項)。

私立学校法は、学校法人の基本財産として施設、設備、資金の三者のすべてを要求するのではなく、(1)施設及び設備の全部を所有するか、(2)施設及び設備の一部を所有し、かつ、残りの部分の購入に必要な資金を有するか、(3)施設及び設備の全部を購入するために必要な資金を有するかのいずれかでよいという建前となっている。学校法人設立認可の基準としては、「基本財産は、原則として負担付(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと。」「(私立学校法の施行について)1950年3月14日管文第66号、事務次官通達」とされており、基本財産は原則として自己所有でなければならないものとされている。従って、特別の事情があり、かつ教育に支障がないことが確実と認められる場合に限り、基本財産の一部について借用が認められるにすぎないものである。

## (2) 学校法人の運用財産

学校法人は、基本財産の他に、その設置する私立学校の経営に必要な財産すなわち「運用財産」を保有しなければならない。この運用財産は経営資金であり、現金、預金、積立金、有価証券、不動産、貯蔵品、未収金、前払金等として保有されるものである。運用財産は、学生生徒からの納付金収入、当該学校法人の収益事業からの繰入金、基本財産から生ずる利息等の果実、寄附金等が財源となると思われるが、学校の種類、規模に応じて、毎年度の経常支出に対し、授業料、入学金などの経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであることが必要であるとされている(1950年3月14日付私立学校法施行通達)。なお、私立大学等の設置認可に当たっては、少なくとも当該学校の開設年度の経常経費に相当する額の資金が必要とされている。

## (3) 学校の施設及び設備についての基準

学校の施設及び設備についての基準としては、私立学校法第25条第2項で基準は別に法準で定めるところによるとされているが、学校教育法施行規則中に定められている設備等に関する基準、高等学校設置基準、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準、幼稚園設置基準等の法令及び学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(昭和50年文部省告示第32号)その他内規、行政実例等に定める基準によるということであり、実務上もそのように取り扱われている。

## 4、学校法人が有すべき資産の基準

### (1) 学校の設置基準

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可について、所轄庁は当該認可に当たり、その設置する学校が設置基準に適合するものであることを当然の前提としている。従って学校法人が有すべき資産の基準としては設置基準が一応の目安となる。ただし、学校の認可に当たっては、設置基準に定める施設・設備のすべてについて設置者である学校法人が全部自己所有しなければならないわけではなく、一部については借用も認められるので厳密な意味でいえば設置基準と学校法人が有すべき資産の基準とは同一ではない。

学校教育法第3条によれば、学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならないこととされている。学校の教育水準を一定に保つため、学校の種別ごとに設置基準が定められている。ここで、大学等を設置する学校法人の資産の基準をあげていく。

大学・短期大学又は高等専門学校を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可についての資産の基準は、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(1975年文部省告示第32号)により、次のような定めがある。

#### ①施設及び設備について

(a)大学等の施設及び設備は、大学等の種別に応じ、それぞれ設置基準に適合すること。

(b)施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。

(c)校地は、開設時までには教育研究上支障のないような整備されるものであること。



(d)校舎及び設備を年次計画で整備するときは、次の表に掲げる割合を下回らない限度で、かつ、教育研究上支障がないよう行うものであること。

	全体に対する割合		
	大 学	短期大学	高等専門学校
開設時まで	40%	60%	20%
第一年次中	30%	40%	20%
第二年次中	30%		20%
第三年次中			20%
第四年次中			20%

(e)校舎及び設備(医学部又は歯学部にあつては、附属病院及びその設備を含む。)の整備に要する経費が、特別の事情がある場合を除き、標準設備経費を下回らないこと。

(f)施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という)の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。ただ、入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

#### ②経営に必要な財産について

(a)経常経費は、特別の事情がある場合を除き、標準経常経費を下回らないこと。

(b)設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、大学等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(c)完成年度までの各年度の経常経費の財源に原則として、借入金を充てるものでないこと。

#### 終わりに

日本の学校法人制度は、多くの面では、中国私立教育法人財産権問題の解決策の参考になる。が、中国と日本の社会制度が違い、また私立教育の発展段階にも差があるため、それを中国に移植するなら、そのままではなく、中国の私立教育の実態に応じて、社会主義の私立教育事業にふさわしい形に変形しなければならないと思う。今後の研究課題として、そのふさわしい形についての研究に努めていきたいと思っている。

## 参考文献:

- 1) 『高等教育のあり方と私学助成』 日本私立大学連盟
- 2) 教育基本法 <教育関係法規Ⅱ>法律学体系・コンメンタール篇』 有倉遼吉
- 3) 『私立学校法詳説』 福田繁・安嶋彌 玉川大学出版部 1950
- 4) 『中日米三国高等教育比較研究』 強連慶 復旦大学出版社 1995年10月
- 5) 『現代中国高等教育の成立』 大塚豊 玉川大学出版部 1996年1月
- 6) 『私立学校の歩み(中 その1)——近代教育の発足と「私学」の位置』  
日本史学教育研究所 平成6年3月
- 7) 『私立学校の歩み(中 その2)——形成期における私立小学校』  
日本史学教育研究所 平成6年3月
- 8) 『教育法<法律学全集>』 兼子仁 有斐閣 1963年08月
- 9) 『私立大学のマネジメント』日本私立大学連盟 第一法規出版株式会社 平成6年5月
- 10) 「上海民弁大学(短大)健全な発展政策についての検討」  
(「关于促进上海民办高校健康发展的政策思考」) 上海師範大学天華学院課題組  
組長 葉才福 2009年3月
- 11) 「上海民弁大学(短大)を収支独立の事業系法人としての資格の認定についての提言」  
(关于将上海民办高校认定为自收自支事业单位的建议) 葉才福 2008年1月